飯豊町
地域脱炭素移行・再生可能エネルギー
推進事業

公共施設太陽光発電設備 PPA 導入事業

公募型プロポーザル
募　集　要　綱

令和８年１１月

山形県　飯豊町

第１　募集の趣旨と定義

飯豊町（以下「町」という。）は、国の脱炭素先行地域に選定され、2030 年までに民生部門における電力消費に伴う二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の導入に取り組んでいる。

本事業は、町が所有する公共施設に PPA 方式（第三者所有モデル）により太陽光発電設備を導入し、当該施設に電力を供給するものである。

町は、公募型プロポーザル方式により本事業を実施する事業者の選定を行う。応募者は、本書の内容を踏まえ、提案に必要な書類一式を提出することとする。

なお、本書と併せて配布する仕様書（別紙１リスク分担表及び別紙２対象施設一覧を含む。）及び様式集も本書の一体資料とし、「募集要綱等」と定義する。

また、本書において「PPA」とは、エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が消費する契約形態をいう。なお、環境価値の帰属は、第５の１の④に定めるところによる。

第２　対象事業の概要

（１）事業名称

「飯豊町地域脱炭素移行・再生可能エネルギー推進事業　公共施設太陽光発電設備 PPA 導入事業」とする。

（２）事業目的

町は、「飯豊町第５次総合計画」の基本構想に則り、地域内に存在する多様な資源の最適活用を通じて、域内エネルギー自立を推進する方針である。本事業では、町が所有する公共施設の屋根等を活用して太陽光発電設備を導入し、当該施設の電力需要を再エネ電力に置き換えることにより、民生部門の電力の脱炭素化を図る。

町の初期費用の負担を伴わない PPA 方式を採用することにより、早期に事業目標を達成し、全国へ展開できる先進事業モデルの実現を目指すものである。

なお、本事業は、国の脱炭素先行地域として事業計画の採択を受けており、補助事業として事業執行を予定している。

（３）事業概要

①事業の内容

別表第１に掲げる公共施設への太陽光発電設備の PPA 方式による導入、運転管理及び維持管理並びに当該施設への電力の供給。

②事業方式

PPA 方式（第三者所有モデル）とする。事業者は、自らの費用と責任において設備を設置し、これを所有し、及び維持管理を行い、発電した電気を当該設備を設置した公共施設に供給する。

町は、事業者との間で電力受給契約を締結し、供給を受けた電力量に契約単価（第５の１の②に定めるものをいう。）を乗じた額を事業者に支払うものとする。

③対象施設

本事業の対象施設は、別表第１のとおりとする。事業者は、別表第１に掲げる施設について現地調査及び設備容量の検討を行い、設置が可能と認められる施設に設備を導入することとする。別表第１に掲げる全ての施設に設備を設置することを求めるものではないが、第２の（３）の⑦に定める総発電能力を満たすものでなければならない。

屋根の構造安全性の詳細な検証、構造計算及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく手続は、第３の（１）に定める選定候補者の決定後に、選定候補者が行うものとする。企画提案の段階においては、現地調査及び町が提供する資料に基づく概略の検討によるものとし、これにより提案した設備容量及び設置箇所は、選定後の検証の結果に応じ、町と協議のうえ変更することができる。

④履行期間

事業の履行期間は、以下のとおりとする。

・設備設置期間：補助金交付決定の日を始期とし、令和 10 年３月 31 日までの期間とする。ただし、施設への電力供給開始を含むものとする。

本事業は、国の令和８年度地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を財源の全部として実施するものである。

設備の設置が令和９年度にわたる場合は、本事業に係る令和９年度飯豊町一般会計予算への本事業に係る繰り越し予算の成立及び国の交付金の繰り越し交付決定を前提として実施するものとする。

繰り越し予算が飯豊町議会の議決を得られない場合、国の交付金の交付決定を受けられない場合、交付決定額が予定額を下回る場合その他本事業の実施に必要な財源を確保できない場合は、町は、選定結果を取り消し、契約を締結せず、又は事業内容若しくは事業規模を変更することができる。

この場合において、企画提案者又は選定候補者が本募集への参加、提案、見積書の作成その他本募集に係る手続に要した費用は、企画提案者又は選定候補者の負担とし、町は、これを補償しない。

・公共施設使用期間（PPA 期間）：運転開始日の翌月から最長で 20 年間とする。

⑤補助対象経費

環境省が定める地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領に記載の経費とする。

⑥設備設置に係る提案補助金交付限度額

区　　分	交付率	補助金交付限度額
令和８年度	⑤の２／３以内	５，５９９，０００円

設備の設置が令和９年度にわたる場合は、繰越しの手続によるものとし、町は必要な手続を行う。

事業者に交付される補助金の額に相当する額は、第５の②に定める電力供給単価から控除されているものでなければならない。

⑦想定する設備の規模

本事業において町が目標とする総発電能力は、別表第１に掲げる施設の合計で40kW以上とする。

事業者は、第５の１に定める必須要件及び前号に定める補助金交付限度額を踏まえ、対象施設ごとに適切な設備容量を提案すること。設置の効率性を考慮し、特定の施設に集約して設置する提案を妨げない。

⑧設置箇所

設備の設置箇所は、公共施設の屋根若しくは屋上、壁又は公共施設が存する敷地とする。

第３　公募要綱

（１）選定方式

本要綱に定める要件を満たす提案者をプロポーザル審査の対象とし、プロポーザル審査として、「飯豊町地域脱炭素移行・再生可能エネルギー推進事業者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、本事業を実施する選定候補者を選定する。

なお、提案者が１者の場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、第５の４に定める最低基準点を下回る場合は、選定候補者として認めない。

（２）スケジュール

令和８年１１月２０日（金）	募集要綱等の交付（公告）
令和８年１１月２０日（金）～１２月４日（金）	募集要綱に関する質問受付
令和８年１２月４日（金）～１２月１５日（火）	参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付
令和８年１２月１１日（金）	募集要綱に関する質問回答の公表
令和８年１２月１８日（金）	参加資格確認結果の通知及び対象施設に係る資料の提供
令和８年１２月２２日（火）	現地見学会の申込期限
令和８年１２月２４日（木）・１２月２５日（金）	現地見学会の実施
令和９年１月１３日（水）～１月２２日（金）	企画提案書の提出期間
令和９年２月２日（火）	企画提案書に関するヒアリング、審査
令和９年２月５日（金）	審査結果通知及び結果の公表

第４　応募者に関する条件

（１）参加資格要件

①応募者の構成等については、次のとおりとする。

ア　応募者は、単独の法人又は複数の法人等により構成されるグループとし、複数の法人等により構成されるグループにあっては、代表者（以下「代表法人」という。）を定めるものとし、参加表明書の提出時に、応募者の構成員について明らかにすること。なお、単独の法人の場合は、当該法人を代表法人と定める。

イ　応募者の構成員は、飯豊町入札参加有資格者名簿に登録されている者とする。ただし、飯豊町プロポーザル方式の実施に関するガイドライン第７条第２項の規定により、同名簿に登録されていない者については、次に掲げる書類を提出し、所管課の審査を受けたうえで、参加することができる。

(a)　法人又は個人の公的証明書（商業登記簿事項証明書等）

(b)　納税証明書（未納がないことを確認できるもの）

(c)　暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書

(d)　資格の登録証等

(e)　財務諸表等

(f)　業務経歴書等

(g)　その他審査に必要な書類

ウ　応募者は、本事業と類似の事業の履行実績として、過去５年度の期間において、公共施設又は民間施設における PPA 方式（第三者所有モデル）による太陽光発電設備の設置及び運営の実績を１件以上有すること。

エ　応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできないものとする。

オ　参加表明書により参加の意思を表明した応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、町と協議するものとする。

②本事業を実施する体制の中に、次に掲げる資格を有する者を含めること。当該資格を有する者は、応募者の構成員が委託し、又は請け負わせる協力事業者に属する者であっても差し支えない。

ア　建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士

イ　第一種、第二種又は第三種電気主任技術者

③構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員になれないものとする。

ア　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当する者

イ　指名停止措置を受けている者

ウ　最近１年間の法人税、事業税、消費税又は地方税を滞納している者

エ　飯豊町暴力団排除条例（平成 24 年条例第１号）第２条第３項に規定する排除措置対象者に該当する者

オ　下記の法律の規定による申立て等がなされている者

(a)　商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定による整理開始の申立て又は通告

(b)　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立て

(c)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定により、なお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）

(d)　民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て

（２）応募に関する留意事項

①募集要綱等の承諾

応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要綱等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

②参加資格の確認

応募者は、参加資格の確認を受けなければならない。

③費用負担

企画提案に係る費用は、全て応募者の負担とする。

④著作権

企画提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属するものとし、町に帰属はしないが、公表、展示その他町がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、町は書類による応募者の承諾を得た上で、これを無償で使用することができるものとする。

⑤特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

⑥企画提案書の取扱い等

ア　応募者は一事業内容に対し一つの提案しか行うことはできない。

イ　原則として、提出書類の変更はできない。

ウ　提出された応募者の提案については、企画提案の審査及び本事業の公表の目的以外には使用しない。

エ　提出を受けた書類は返却しないものとする。

⑦企画提案無効に関する事項

ア　次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

(a)　文字の解読しがたいもの又はこれを修正して押印のないもの

(b)　記名押印のないもの

(c)　共謀結託したと認められる者の行った企画提案

(d)　(a)から(c)までに掲げるもののほか、町が特に指定した事項に違反したもの

イ　参加資格がないと認められた者、又は確認の結果、当初、参加資格があると認められたが企画提案書類の提出日までに第４の（１）の③に掲げるいずれかの要件に該当することとなった者は、企画提案に参加することができない。ただし、第４の（１）の③に掲げるいずれかの要件に該当した企業が離脱し、グループの代表者を含む残りの構成員、又は新たな構成員の加入によって参加資格及び応募者の構成等の要件を満たす場合であって、かつ事前に書面による町の承諾を得た場合は、企画提案に参加できるものとする。

⑧その他

募集要綱等に定めるもののほか、企画提案に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

（３）企画提案に関する手続

①募集要綱等の交付

募集要綱等の交付を次のとおり行う。

ア　交付日

令和８年１１月２０日（金）から

イ　交付場所

飯豊町役場　住民課生活環境室

〒999-0696　山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2888

ウ　交付方法

町のホームページに掲載する。

②募集要綱等に関する質問の受付

募集要綱等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア　受付期間

令和８年１１月２０日（金）から１２月４日（金）まで　午前９時から午後５時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

イ　提出方法

様式集第１号に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。なお、電子メールにより提出する場合は、必ず着信を電話で確認すること。提出に当たって使用するソフトは、「Microsoft Word」（Windows 版）とする。

ウ　提出先

飯豊町役場　住民課生活環境室

〒999-0696　山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2888

電話　0238-87-0514

e-mail：i-seikatsu@town.iide.yamagata.jp

③募集要綱等に関する質問に対する回答の公表

募集要綱等に関する質問に対する回答書を次のとおり公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。また、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載することがある。回答に対する再質問は、原則として受け付けない。

ア　公表日

令和８年１２月１１日（金）

イ　公表方法

町のホームページに掲載する。

④参加表明書と参加資格確認申請書の受付

次により、参加表明書及び参加資格確認申請書を受け付ける。

ア　受付期間

令和８年１２月４日（金）から１２月１５日（火）まで　午前９時から午後５時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

イ　受付場所

飯豊町役場　住民課生活環境室

〒999-0696　山形県西置賜郡飯豊町大字椿 2888

ウ　提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

エ　提出書類（様式集第２号から第５−３号まで）

・様式集第２号　参加表明書
・様式集第３号　会社概要書
・様式集第４号　共同提案構成員表
・様式集第５号　委任状（グループによる応募の場合）
・様式集第５−１号　参加資格確認申請書
・様式集第５−２号　誓約書
・様式集第５−３号　PPA 発電事業実績調書
・添付書類（代表法人及び構成員）

(a) 定款

(b) 会社概要

(c) 納税証明書（直前営業年度の法人税、事業税、消費税、地方消費税及び地方税に関する納税証明書、又はそれに類する書類）

(d) 一級建築士免許証及び電気主任技術者免状の写し

(e) 類似事業（（１）の①のウに定める PPA 方式（第三者所有モデル）による太陽光発電設備の設置及び運営の事業をいう。以下同じ。）の契約書等の写し（契約が証明できる部分のみの写しで良い）

⑤参加資格確認結果の通知

参加資格確認の結果については、参加表明受付期限までに提出した代表法人に対し、書面にて通知する。

町は、参加資格を認めた者に対し、対象施設の図面、建設当時の建築確認書類、電力契約の情報、電力使用量の実績その他事業者が提案を行うために必要な資料を提供する。

なお、屋根の構造に関する詳細な検証は、第２の（３）の③に定めるところにより、選定候補者の決定後に行うものとする。

ア　通知日

令和８年１２月１８日（金）

⑥現地見学会

町が参加資格を認めた者を対象に、現地見学会を実施する。現地見学会への参加を希望する者は、下記アに掲げる期限までに、担当課へ電子メールにより申し込むものとする。電話その他の方法による申込みは受け付けない。

対象施設は屋根置き等による設置を前提としており、現地の確認を経ない提案は精度を欠くおそれがあることから、参加資格を認められた者は現地見学会に参加することが望ましい。

ア　申込期限

令和８年１２月２２日（火）

イ　実施日

令和８年１２月２４日（木）及び１２月２５日（金）

ウ　見学の対象

別表第１に掲げる次の３施設とする。

・小白川地区農業集落排水処理施設
・添川地区農業集落排水処理施設
・手ノ子地区農業集落排水処理施設

見学の日時は、申込みのあった者ごとに調整し、詳細については別途通知する。

エ　留意事項

現地見学会の実施に当たっては、住民課生活環境室及び各施設の管理者の指示に従うこと。

⑦企画提案書類の受付

次により、企画提案書類を受け付ける。

ア　受付期間

令和９年１月１３日（水）から１月２２日（金）まで　午前９時から午後５時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

イ　受付場所

飯豊町役場　住民課生活環境室

ウ　提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

エ　提出書類

提出書類については、様式集第６号から第７－５号までとし、企画提案書類は、正本、副本各１部を提出する。様式の定められている提出書類等については電子データとして電子メール又はCD-ROMにより提出すること。

企画提案書は、様式集を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本産業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。また、企画提案書の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いることとする。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

⑧提案書に関するヒアリング

選考委員会の主催により、応募者に対しヒアリングを行う。ヒアリング内容は、応募者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施することを予定している。

ア　開催日時（予定）

令和９年２月２日（火）

イ　会場（予定）

飯豊町役場　３階委員会室

ウ　実施方法

提出された企画提案書をもとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。１提案あたり１時間程度（応募者によるプレゼンテーション 30 分、質疑応答 30 分）を想定している。プレゼンテーションに用いる資料は町が指定する部数を印刷して当日持参することとする。

エ　その他

応募者のヒアリング時間、プレゼンテーションの方法等の詳細は、事前に代表法人に対し、書面にて別途通知する。

⑨審査

審査は、選考委員会が実施する。なお、詳細については、本要綱第５を参照すること。

町は、審査結果を代表法人あてに郵便で発送するとともに、後日審査結果を取りまとめ公表する。応募者は、審査結果に異議を申し立てることはできないものとする。

⑩審査結果の公表

審査結果通知及び結果の公表は、令和９年２月５日（金）を予定している。

町は、審査結果について、次に掲げる事項を町のホームページ及び住民課生活環境室において公表する。

ア　業務の内容（業務名、業務概要、履行期間）

イ　選定候補者（商号及び名称、所在地、評価点）

ウ　審査の内容（審査委員会開催日、提案者総数、全ての提案者の商号及び名称（50 音順）、全ての提案者の評価点及び順位）

⑪企画提案を辞退する場合

参加資格があることを確認された者が企画提案を辞退する場合は、提案辞退届（様式集第８号）を町に持参すること。

なお、企画提案を辞退した者は、これを理由として以後の町の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

⑫その他

町が提示する資料及び回答書は、募集要綱等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(ｱ) 提案書の提出日時までに事業提案書類が提出されない場合

(ｲ) 提出された事業提案書類に不備がある場合

(ｳ) 事業提案書類に虚偽の記載があった場合
(ｴ) 募集要綱等に違反すると認められた場合
(ｵ) 提案の内容が第５の１に定める必須要件を満たさない場合

第５　提案に関する条件

本事業の提案に関する必須要件及び評価項目は次のとおりである。応募者は、これらを踏まえて企画提案書類を作成することとする。また、応募者の提案が、別途「仕様書」に示す内容を満たしていない場合は失格とする。

１．必須要件

次に掲げる要件を満たさない提案は、失格とする。

①自家消費率

本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電気をまず当該設備を設置した公共施設の需要に充てること。施設外への供給は、当該施設の需要を超えて発電した電力に限る。その際、電力量の 30%以上を、当該設備を設置した公共施設において消費すること。ただし、当該施設が消費する電力量を含めて 50%以上を飯豊町の公共施設で消費することとし、これらの施設が消費しない電力については、次に掲げるところによること。

ア　系統を用いて供給する場合の供給先は、飯豊町内に限定すること。

イ　発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力が生じ、飯豊町内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新又は飯豊町内の脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。

②電力供給単価

公共施設に供給する電気の１キロワットアワー当たりの単価を「電力供給単価」という。このうち、応募者が企画提案書に記載したものを「提案単価」といい、契約において定めたものを「契約単価」という。提案単価は、そのまま契約単価として契約期間中継続して適用する。

再エネ発電設備を設置した公共施設に供給する電気の単価は、当該施設が従前契約していた電気料金プランの単価（以下「基準単価」という。）より安価に設定し、PPA 期間中継続して適用すること。ただし、必要に応じて単価見直しは協議に応じる。

本要綱において「従前契約していた電気料金プランの単価」とは、当該施設が電気事業者に支払う従量料金の単価（託送料金（従量料金に係るものに限る。）に係る単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る単価を含む。）をいう。

町は、施設ごとの基準単価（令和７年１０月から令和８年９月分の平均電気料金によるもの）を、別表第１の基準単価の欄に記載し、募集要綱等と併せて公表する。

提案単価は、第５の１の③により対象施設ごとの単価とすることから、別表第１に掲げる施設ごとに当該施設の基準単価を下回るものでなければならない。

③単価の構成

提案単価は、対象施設ごとの単価とし、消費税及び地方消費税を含む額とする。

月別若しくは時間帯別に異なる単価又は基本料金を設定することはできない。

提案単価は、第５の１の②に定めるところにより、供給先の施設の基準単価を下回るものでなければならない。

提案単価には、設備の設置、運営、維持管理、撤去、租税公課（償却資産に係る固定資産税を含む。）その他本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めるものとする。第７の（２）に定める屋根の補修等に要する費用のうち、事業者の負担とすることを提案するものについても、同様とする。

④環境価値の帰属

本事業によって得られる環境価値のうち、公共施設に供給を行った電力量に紐付く環境価値は、町に帰属させるものとする。

事業者は、第２の（３）の④に定める公共施設使用期間（PPA 期間）が満了するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。

⑤その他交付要件に係る事項

ア　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP 制度の認定を取得しないこと。

イ　電気事業法第２条第１項第５号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。

ウ　設置場所の積載荷重が 10kg/㎡以下相当でないこと。

エ　10kW 以上の太陽光発電設備について、解体・撤去等に係る廃棄等費用の積立計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行うこと。

オ　一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

カ　事業者に交付される補助金の額に相当する額が、電力供給単価から控除されているものであること。ただし、本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の９／１０とすることができる。

２．評価項目及び配点

本事業の提案に関する評価項目及び配点は、次のとおりである。応募者は、これらの評価項目を踏まえて、企画提案書類を作成することとする。

１．事業計画に関する評価

評価項目	提案内容	配点
事業実施方針	・本事業の実施に当たっての基本的考え方 ・対象施設の選定及び設備容量の考え方	８点
町への貢献	・飯豊町総合計画及び飯豊町地球温暖化対策実行計画における本事業の役割 ・温室効果ガス排出削減効果及びその算定根拠	７点
自家消費率及び余剰電力の活用	・施設における自家消費率及び町内消費率の水準 ・余剰電力が町内で消費される仕組みの具体性	１０点

２．工事遂行能力に関する評価

評価項目	提案内容	配点
施工体制及び工程	・実施体制 ・複数施設への分散施工の工程計画 ・積雪期を考慮した工程	８点
設備仕様及び構造安全性	・設備及び架台の仕様 ・積雪荷重及び風圧力への対応 ・屋根の防水機能への配慮、既設設備との取合い ・屋根の補修及び塗装の要否、範囲、工法並びに費用分担の考え方 ・地域の景観との調和（「日本で最も美しい村」連合の理念への配慮） ・太陽光パネルの反射光抑制対策の対応	７点

３．維持管理能力に関する評価

評価項目	提案内容	配点
維持管理計画	・定期点検、遠隔監視及び故障対応の計画並びに体制 ・降雪期の対応	８点
緊急時対応	・故障及び災害時の連絡体制並びに復旧時間 ・避難所指定施設への配慮	７点

４．リスク対応に関する評価

評価項目	提案内容	配点
リスク分担への対応	・リスク分担表の各項目に対する具体的な対応策 ・保険の内容	５点
撤去及び原状回復の保全	・PPA 期間終了後の撤去費用の積立方法 ・履行の担保	５点

５．事業性に関する評価

評価項目	提案内容	配点
事業継続性	・財務状況（経常利益、自己資本比率等） ・２０年間の事業継続の裏付け、資金調達計画	５点
事業者の実績	・PPA 方式による太陽光発電設備の設置及び運営の実績	５点

６．地域貢献に関する評価

評価項目	提案内容	配点
地域（飯豊町）貢献度	・地元企業との連携の有無 ・地域雇用及び地元発注の有無	各１点

評価項目	提案内容	配点
	・防災協定に基づく活動（「災害時における飯豊町役場所管公共施設の災害応急対策業務に関する協定」）への参加の有無 ・飯豊町消防団協力事業所表示制度による、協力事業所としての認定の有無 ・町内でのボランティア活動の実績	（計５点）

６．の評価は、次の評価割合を乗じないものとし、上記の各項目に該当する場合に、それぞれ１点を与える。

１．から５．までの評価は、次の評価割合を配点に乗じて算定する。

評価結果	非常に優れている	優れている	平均的	物足りない	満足できない	採用できない
評価割合	１．０	０．８	０．６	０．４	０．２	０．１

７．価格に関する評価

価格に関する評価は、提案単価が基準単価を下回る額に応じ、次の算式により算定する。この項目については、１．から６．までの評価割合を乗じないものとする。

本事業においては、第５の１の③により単価を対象施設ごとの単価とすることから、算式に用いる提案単価は、各施設の提案単価を、当該施設に係る年間の想定自家消費電力量により加重平均して得た額とする。基準単価についても、同様に加重平均して得た額とする。

得点　＝　（基準単価　－　提案単価）　÷　０．５円　×　１点

※　基準単価を０．５円下回るごとに１点を与えるものである。

※　算定した得点が２０点を超える場合は、２０点とする。

※　小数点第二位を四捨五入する。

※　単価は、いずれも１キロワットアワー当たりの額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※　加重平均に用いる想定自家消費電力量は、応募者が企画提案書に記載した額とする。

基準単価は、第５の１の②に定める額とする。提案単価が基準単価以上である場合は、必須要件を満たさないものとして失格とする。

８．配点の合計

区分	配点
１．事業計画に関する評価	２５点
２．工事遂行能力に関する評価	１５点
３．維持管理能力に関する評価	１５点
４．リスク対応に関する評価	１０点
５．事業性に関する評価	１０点
６．地域貢献に関する評価	５点
７．価格に関する評価	２０点
合　　計	１００点

３．審査の方法

審査は、選考委員会の各委員が評価項目ごとに採点し、その合計により行う。

４．最低基準点

本事業の一定の質を担保するため、最低基準点を配点の合計の 10 分の６に相当する 60 点とする。

選考委員会は、全ての提案が最低基準点を下回った場合であって、本事業の目的が達成できないと判断したときは、選定候補者を決定しないことができる。

第６　認定及び補助手続き

審査で認定され、第４の（３）の⑨による通知を受けた者は、飯豊町地域脱炭素移行・再エネ推進事業費補助金交付要綱に基づき申請するものとする。

第７　契約に関する事項

町は、選定候補者を選定した後、飯豊町財務規則（昭和 63 年規則第３号）に定めるところにより、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号に定める随意契約により、電力受給契約（以下「契約」という。）の手続を進めるものとする。

（１）契約において定める事項

選定候補者と町が締結する契約においては、募集要綱等に定めるもののほか、次の事項を定めるものとする。これらの事項の要旨は、別添仕様書及びリスク分担表に示すとおりとする。

①電力の供給並びに電気料金の算定、請求及び支払に関する事項（対象施設ごとの単価の別を含む。）

②行政財産の使用許可及び使用料に関する事項

③設備の所有権及び公租公課の負担に関する事項

④設備の維持管理及び事故発生時の対応に関する事項

⑤施設の大規模改修等に伴う設備の一時停止及び一時移設等に関する事項

⑥施設の建替え、用途廃止等に伴う契約の中途解除及び精算に関する事項

⑦事業者の倒産その他の事由による契約の解除及び解除後の設備の措置に関する事項

⑧契約上の地位の承継及び担保権の設定に関する事項

⑨環境価値の帰属に関する事項

⑩契約期間の満了時における設備の取扱いに関する事項

⑪その他町が必要と認める事項

（２）主な契約条件の概要

主な契約条件の概要は、次のとおりである。

契約方式	電力受給契約（PPA 契約）。別表第１に掲げる対象施設に係る契約を一の契約により締結する。
契約期間	運転開始日の翌月から最長で 20 年間

設備の所有権	事業者に帰属する。設備に課される公租公課は事業者の負担とする。
行政財産の使用	地方自治法第 238 条の４第７項の規定による目的外使用の許可とする。使用料は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和 39 年条例第 13 号）第８条及び別表の定めるところにより算定する。ただし、発電する電気の全てを設備を設置した公共施設又は町内の他の公共施設に供給する場合は、同条第３項の規定により使用料を免除する。発電した電気の一部を公共施設外に供給する場合は、当該供給に係る部分を有料とし、年度末に精算する。
期間満了時の取扱い	原則として、事業者の負担と責任において撤去し、原状に回復する。ただし、期間終了に向けた町と事業者の協議において、期間満了以後の維持管理者及び費用の負担、故障時対応並びに最終的な撤去費用の負担について両者が合意した場合は、その合意に基づく取扱いとする。
単価の改定	事業者は、PPA 期間中に法令改正や物価変動等により当初の契約単価が不適当となったと認めたときは、町、施設管理者及び運営者に対して通知をもって契約単価の変更を申し出ることができるものとする。当該申し出を受けた町、施設管理者及び運営者は、協議に応じる。
屋根の補修等	PPA 期間を通じて設備を設置するために設備の設置に先立ち必要となる屋根の補修、塗装その他の措置は、町と事業者の協議により、その範囲、工法、実施時期及び費用の分担を定める。なお、少なくとも太陽光パネル設置直下の屋根面に関する補修、塗装その他の費用は事業者の負担とし提案単価に含めること。事業者は、企画提案書においてその考え方を示すものとする。
施設の毀損等	事業者は、本事業における設備の設置工事、運営、維持管理及び撤去等に起因して、町の施設を毀損又は汚損等をした場合は、事業者の負担において原状に回復し、又はその修繕等に要する費用を賠償すること。また、毀損又は汚損等に起因して、公務の執行若しくは施設の利用に支障が生じた場合、又は第三者に損害を与えた場合においては、事業者は町が被った一切の損害（代替施設の確保に要する費用、第三者への賠償等を含む）を賠償するものとする。
保険	町を被保険者とする履行保証保険への加入を義務付ける（（３）の①による。）。第三者賠償責任保険への加入を義務付ける。その他の保険への加入は任意とする。加入を証する書類は、契約の締結時に提出するものとする。
報告	太陽光発電設備による発電量、施設内及び町内での電気使用並びに太陽光発電設備が発電した電気の使用量を証する資料を、毎年度町に提出すること。

（３）契約保証金及び撤去費用の保全

選定候補者及び事業者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

①契約保証金及び履行保証保険

選定候補者は、契約の締結に当たり、飯豊町財務規則（昭和 63 年規則第３号）第 122 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付しなければならない。本事業に係る契約は単価契約であることから、同条に規定する契約金額は、契約単価に契約期間中の供給予定電力量を乗じて得た額とする。

ただし、選定候補者が、保険会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を契約の締結の日までに町に提出したときは、飯豊町財務規則第 123 条第１号の規定により、契約保証金を免除する。

上記の履行保証保険契約は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

ア　被保険者を町とすること。

イ　保険金額は、契約保証金の額に相当する額以上とすること。

ウ　保険期間は、契約期間の全部を担保するものとすること。ひとつの保険契約により契約期間の全部を担保することができない場合は、契約期間が満了するまでの間、更新により継続して担保されるよう措置し、更新のつど保険証券の写しを町に提出すること。

エ　事業者の責めに帰すべき事由による契約の解除により町が被る損害（設備の撤去及び原状回復に要する費用を含む。）をてん補するものであること。

事業者がウの更新を行わないとき、その他履行保証保険契約が契約期間の満了前に効力を失ったときは、事業者は、直ちに契約保証金を納付しなければならない。

契約保証金及び履行保証保険の保険金は、事業者の責めに帰すべき事由により契約が解除された場合において、町が被った損害（設備の撤去及び原状回復に要する費用を含む。）の賠償に充当することができる。

②撤去等費用の積立て

事業者は、①の措置のほか、契約期間の満了時における設備の撤去及び原状回復に要する費用を確保するため、第５の１の⑤のエに定める廃棄等費用の積立計画に基づき、設備の解体、撤去、運搬及び処分に要する費用を積み立てなければならない。積立計画には、積立ての目標額、各年度の積立額、積立ての完了時期及び積立金の管理方法を記載するものとする。

③その他の保険への加入

第三者賠償責任保険に加入すること。あわせて、設備の撤去に要する費用を担保する保証保険その他の保険への加入について検討し、その内容を提案すること。

④報告

事業者は、①から③までの措置の内容及び履行の状況を証する書類を、毎年度町に提出しなければならない。

第８　その他留意事項

認定となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため町と事業者の協議により、内容を調整する場合がある。

設備設置完了後の管理・運営に向けて町と事業者の協議により書類の取り交わしを要する。

本事業は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付を前提とするものであり、交付決定がなされない場合又は交付額が減額された場合は、町と事業者の協議により事業内容を変更し、又は事業を中止することがある。この場合において、町は事業者に対する補償を行わない。

提出書類一覧

1　参加表明書及び参加資格確認申請書

・様式集第２号　参加表明書
・様式集第３号　会社概要書
・様式集第４号　共同提案構成員表
・様式集第５号　委任状（グループによる応募の場合）
・様式集第５−１号　参加資格確認申請書
・様式集第５−２号　誓約書
・様式集第５−３号　PPA 発電事業実績調書
・添付書類（代表法人、構成員を含む。）

①定款

②会社概要・業務経歴書

③納税証明書（直前営業年度の法人税、事業税（本社又は本店所在地における）、消費税、地方消費税及び地方税（本社又は本店所在地における）に関する納税証明書、又はそれに類する書類）

④一級建築士免許証及び電気主任技術者免状の写し

⑤類似事業（PPA 方式（第三者所有モデル）による太陽光発電設備の設置及び運営の事業をいう。）の契約書等の写し

2　企画提案書

・様式集第６号　事業提案書
・様式集第７号　PPA 発電事業提案書
・様式集第７−１号　事業提案書
・様式集第７−２号　設備計画書
・様式集第７−３号　発電量及び自家消費率算定書
・様式集第７−４号　電力供給単価提案書
・様式集第７−５号　撤去等費用積立計画書

別表第１　対象施設一覧

本事業の対象施設は、別冊「別表第１　対象施設一覧」のとおりとする。